

PAM通信 コラム

2007年4月発行

<第1回>「介護料制度」についてご存知ですか？

初めまして、今月からコラムを連載することになりました「T」です、以降よろしくをお願いします。コラムはテーマを特定せずに想いつくまに書きたいと思いますが、初回は少し真面目にPAMの業務にもかかわる「介護料制度」についてです。

障害者に関連した制度はたくさんあります。介護料制度もその1つです。この介護料制度とは、行政から介助が必要であると認定された人に介助者を雇用する資金（時間数）が給付される制度のことです。障害の程度や生活状況により給付時間が決められ、介助者として働ける人の条件もここで決められています。この介護料制度はこのところ大きな変化を繰り返しています。この変化により介護料制度を利用する障害者の暮らしは影響を受け、安定した生活が脅かされています。介護料制度により障害者に給付された資金が給与の財源であるPAMの介助者も立場は同じです。つまり障害者も介助者も介護料制度の利用者であり、不安定な状況にあることは同じと考えることができるでしょう。

この不安定な状況から逃れるためには介護料制度について情報を得ることが有効な手段だと思います。情報を得ることで障害者は自分に利用できる制度を見極めたり、介助者は近い将来にヘルパー資格がないと働けなくなりそうなので今のうちに資格を取ることが得策であるなど、制度の変化に対応し、賢く立ち回ることができるかもしれません。制度がその利用者にとって悪い方向へ変わろうとすることときに文句を言うこともできます。制度の中身やその動向を知ることは、ややこしく小難しいことかもしれません。しかし、制度を他人事とせず自分のこととして考えることは、それを利用する者の義務と言えるのかもしれません。この義務は介護料制度の利用者である障害者にも介助者にも課せられているのだと思います。介護料制度なんて良くわからないと思っている貴方は、まずは制度に詳しい人に尋ねてみてはいかがでしょうか。制度に詳しい人は……。きっと事務所にいると思いますよ？